

## 一般競争入札における競り下げ方式の入札方法変更について

### 【対象案件】

一般競争入札の入札公告に「競り下げによる入札を行う」旨を記載した案件です。

### 【変更日】

平成 23 年 10 月 1 日以降に入札公告するものから変更します。

### 【競り下げ方式の方法】

1. 予定価格の範囲内の入札があったとき、入札結果を公表します。
2. 競り下げへの移行を宣言します。
3. 全入札参加者を対象として、現在の最低価格を下回る価格で応札する者がいないか確認し、応札者がある場合は、その者に入札書を提出してもらい、入札結果を公表します。この手順を繰り返し、落札者を決定します。

### 【競り下げ方式のルール】

1. 最低下げ幅金額  
最低下げ幅金額は設けません。(最低下げ幅金額とは、競り下げ移行後、最新の入札価格より最低限下回らなければならない金額を指します。)
2. 入札室からの退室  
入札終了まで退室はできません。

### 【その他】

1. 競り下げ移行後の入札書は、競り下げ移行前の様式と同じです。
2. 競り下げ移行後の入札において、応札者が同一金額の入札をした場合は、通常の入札と同様に、くじによる決定となります。

<お問い合わせ先>

国立大学法人岡山大学 財務部契約課 086-251-7152